

(目的)

第1条 この内規は、九州歯科大学履修規程（以下「履修規程」という。）第8条に定める定期試験、第13条に定める追試験及び第14条に定める再試験（以下「定期試験等」という。）の実施について必要な事項を定め、もって公正な試験実施と適切な教育に資することを目的とする。

(学生の受験上の義務)

第2条 定期試験等を受験する学生（以下「受験者」という。）は受験に際して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) あらかじめ指定されている座席に着席すること。
- (2) 座席の机の上に学生証又は仮学生証を呈示すること。
- (3) 机上及び座席周辺に許可されたもの以外の所持品等を置かず、試験監督教員から指定された場所に置くこと。
- (4) 試験監督教員が試験に関する説明を開始し、又は試験用紙の配布を開始した時から試験終了時までの間、静粛にすること。
- (5) 試験開始後20分以内の遅刻入室を認めるが、静粛に着席し、試験監督教員の指示に従うこと。
- (6) 試験開始後20分を経過した後の途中退室を認めるが、答案用紙に番号・氏名を記入の上、必ず提出して静粛に離席すること。
- (7) 質問その他必要のある場合は挙手し、試験監督教員の指示を受けること。
- (8) 試験監督教員の指示に従い、公正さを疑われることがないように行動すること。

(試験監督教員の責務と役割)

第3条 試験監督教員は、定期試験等の公正な実施及び試験室の適切な管理のため、一試験室あたり複数の教員で対応することとし、次に掲げる事項に配慮、又は遵守しなければならない。

- (1) 受験者が整然と着席するように、着席の仕方を指示すること。
- (2) 試験開始前に、受験者に対し、試験に関する必要事項、机に出すことのできる許可物、所持品の一時保管場所及び不正行為とみなされる行為について明瞭に説明すること。
- (3) 第2条に規定する受験者の受験上の義務の遵守状況について、確認すること。
- (4) 試験室の室温管理を行い、必要に応じて換気等を行うこと。
- (5) 受験者から体調不良やトイレ等による一時退出の申し出があった場合、答案用紙を裏向きにし、何も持ち物が無いことを確認した後に、一時退出を許可すること。
- (6) あらかじめ許可をしている物以外のものを机の上や中に置いている場合及び学生証の不呈示、その他不注意によると思われる受験者にも、口頭又はメモで注意すること。
- (7) 疑わしいと思われる行為及び受験態度の悪い受験者に対しては、口頭又はメモで注意し、不正行為が起きないように配慮すること。
- (8) 第4条に定める不正行為を行っている受験者がいる場合、必ず複数の試験監督教員で当該行為を確認し、学生証、証拠物、答案等を確保した上で、当該受験者の受験を取りやめさせ試験室から退出させること。
- (9) 物的証拠はないが不正行為を行っている疑いがある受験者がいる場合、必ず複数の試験監督教員で当該行為を確認し、受験者に注意すること。注意を聞き入れない場合は、試験監督教員の指示に従わない不正行為として、(8)に準じて受験を取りやめさせること。

(定期試験等における不正行為)

第4条 受験者が、定期試験等において次に掲げる行為を行った場合は不正行為とし、試験監督教員は直ちに答案を没収し、退室を命じることとする。

- (1) カンニングペーパー・参考書・他の受験者の答案等を見ること、他の学生から答えを教わることなどのカンニングをすること。
- (2) 他の受験者に答えを教えたりカンニングの手助けをしたりすること。
- (3) 試験時間中に、電卓、携帯電話、スマートフォン、電子辞書、ICレコーダー等の電子機器類をかばん等にしまわず身に付けること、手に持つこと、もしくは使用すること。

- (4) 試験室において他の受験者の迷惑となる行為を繰り返すこと。
- (5) 試験室において試験監督教員の指示に従わないこと。
- 2 受験者は前項に定める不正行為が確認され、第1項の規定により退室を命じられた後の定期試験等を受験できるが、当該科目を含む当該セメスターの全科目について単位を未修得とし、再試験の受験等も認めない。
- 3 不正行為を行った受験者の処分については、学生の懲戒に関する内規の規定に基づき、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

(卒業試験等への準用)

第5条 この内規の規定は、履修規程第9条に定める選択肢型共通試験及び第12条に定める卒業試験の実施について準用する。

(事務の所管)

第6条 定期試験等の実施に関する事務は、学務部教務企画課が所管する。

附 則

この内規は、令和2年7月14日から施行する。